

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

国土交通省自動車局長（公印省略）

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、申請書等（国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 363 号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 98 号）」により改正し、関係自動車局長通達（平成 23 年 7 月 1 日以前の自動車交通局長通達及び技術安全部長通達を含む。以下同じ。）については、本通達により下記のとおり改正することとした。このため、令和 3 年 1 月 1 日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、念のため申し添える。

記

1. 以下の通達について、別紙のとおり改正する。

- 自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和 36 年自車第 880 号）
- 自動車重量税法等の施行に伴う事務の取扱いについて（昭和 46 年自管第 143 号・自車第 579 号）
- リコールの届出等に関する取扱要領について（平成 6 年自審第 1530 号）
- 改造自動車等の取扱いについて（平成 7 年自技第 239 号）
- 自動車整備士養成施設の指定等の業務取扱いについて（平成 8 年自整第 162 号）
- 基準緩和と自動車の認定要領について（依命通達）（平成 9 年自技第 193 号）
- 自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年自審第 1252 号）
- 装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）
- 輸入自動車特別取扱制度について（平成 10 年自審第 1255 号）
- 道路運送車両の保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定要領（平成 14 年国自審第 883 号）

- 自動車整備士技能検定規則における登録試験事務取扱要領の制定について（平成 15 年国自整第 109 号）
- 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について（平成 15 年国自整第 216 号）
- 道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備命令制度の運用について（平成 15 年国自整第 217 号）
- 特定後付装置のリコール届出等に関する取扱要領について（依命通達）（平成 15 年国自審第 504 号）
- 自動車整備士技能検定の実施要領の整備について（平成 16 年国自整第 176 号）
- 使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の取扱いについて（平成 16 年国自管第 67 号）
- 自動車登録業務等実施要領の制定について（平成 18 年国自管第 166 号・国自技第 232 号）
- 移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）（平成 19 年国自技第 200 号）
- 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目（依命通達）（平成 19 年国自環第 249 号）
- 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について（平成 21 年国自環第 109 号）
- 超小型モビリティの認定要領について（依命通達）（平成 25 年国自技第 203 号）
- 貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について（平成 25 年国自安第 66 号、国自貨第 37 号、国自整第 78 号）
- 公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について（平成 27 年国自技第 63 号）
- 標準仕様ノンステップバス認定要領について（平成 27 年国自技第 75 号）
- 共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年国自審第 534 号）
- 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年国自審第 535 号）
- 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成 29 年国土交通省告示 1154 号）に係る取扱要領について（平成 29 年国自審第 1579 号、国自技第 171 号、国自整第 233 号、国自情第 177 号）
- 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領（依命通達）（平成 30 年国自技第 256 号）
- 共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成 31 年国自審第 2109 号）
- 自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和 2 年国自審第 738 号）

2. 1. に掲げるもの以外の自動車局長通達による申請書等についても、署名又は押印を不要とする。

3. 本通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上